

# 決 算 報 告 書

第 33 期

自 令和04年06月01日  
至 令和05年05月31日

キャロルシステム株式会社

貸借対照表  
令和05年05月31日 現在

キャロルシステム株式会社

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	501,834,329	【流動負債】	196,786,370
現金	299,945	買掛金	80,042,041
銀行預金	342,695,699	1年以内の長期借入金	28,020,000
売掛金	125,286,119	未払金	342,930
貸倒引当金	△ 748,000	未払費用	49,326,769
仕掛品	26,011,146	前受金	4,543,313
未収入金	610,500	未払消費税等	5,309,100
前渡金	749,595	未払法人税等	737,200
前払費用	3,407,425	リース未払金	12,924,275
未収消費税	3,145,400	預り金	9,546,742
未収法人税等	376,500	賞与引当金	5,994,000
【固定資産】	71,529,678	【固定負債】	105,766,000
有形固定資産	34,559,673	長期借入金	105,766,000
建物	15,968,265	負債の部合計	302,552,370
建物付属設備	7,460,953	純資産の部	
工具器具備品	9,971,418	科目	金額
リース資産	11,726,100	【株主資本】	270,811,637
建物減価償却累計額	△ 2,336,489	資本金	66,750,000
建付減価償却累計額	△ 1,404,083	利益剰余金	210,862,078
工器減価償却累計額	△ 6,826,491	利益準備金	290,500
無形固定資産	4,703,581	その他利益剰余金	210,571,578
ソフトウエア	4,703,581	繰越利益剰余金	210,571,578
投資その他の資産	32,266,424	(うち当期純利益)	24,449,226
差入保証金	32,266,424	自己株式	△ 6,800,441
資産の部合計	573,364,007	純資産の部合計	270,811,637
		負債・純資産の部合計	573,364,007

## 個別注記表

自 令和04年06月01日  
至 令和05年05月31日

キャロルシステム株式会社

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品……個別法
- ・仕掛品…個別法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しています。

#### ②無形固定資産

定額法を採用しています。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率（1000分の6）により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### ①収益

金銭的重要性の乏しいもの以外は、実現主義で計上しています。

受託売上高：引渡基準

役務提供等売上高：サービス完了基準

#### ②費用

金銭的重要性の乏しいもの以外は、発生基準で計上しております。

### (5) 原価計算方法

全部原価の実際個別原価計算を採用しています。

### (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

#### ①リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

#### ②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 10,567千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 16,385株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,860株

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当なし

(4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当なし

(5) 当該事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当なし

以上